

# 地方からの提案個票

## <各府省第1次回答まで>

通番	ヒアリング事項	個票のページ
7	幼稚園を管理できる者の見直し	1～4
50	教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁の明確化	5～6
6	家庭的保育事業等における連携施設の要件緩和	7～12
1-②	保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し (居室面積基準の見直し)	13～16
1-①	保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し (職員配置基準の見直し)	17～20
1-③	保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し (保育所等の児童福祉施設における食事提供方法の緩和)	21～51
1-④	保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し (一時預かり事業の保育従事者の配置に関する見直し)	52～53
5	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施要件緩和	54～57
8	児童養護施設における医療的ケアの充実	58～59
29	給水区域の縮小に係る許可基準の明確化	60～61
39-①	文化財保護を地方公共団体の選択により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能とする規制緩和	62～69



## 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号	159	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	教育・文化
------	-----	------	--------------	------	-------

## 提案事項(事項名)

幼稚園等に課されている設置者管理主義の緩和

## 提案団体

奈良県

## 制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省

## 求める措置の具体的内容

幼稚園等に課されている設置者管理の制限を廃止し、地方公共団体が設置する公立幼稚園について、既存の私立幼稚園等へ管理業務の委託を可能とするとともに、地方独立行政法人へ管理業務の委託が可能となるよう地方独立行政法人の業務範囲を拡大する等の緩和を行う。

## 具体的な支障事例

人口減少・少子高齢化が進む中、行政需要は確実に増加することが見込まれ、行政サービスの効率的な提供を行っていくことが課題となっている。

本県では他県に比べて公立幼稚園の割合が高く、地域住民の公立幼稚園での教育ニーズに応えていくためには、今後も一定程度の公立幼稚園の維持が必要であると見込まれている。しかし、財政基盤が脆弱で小規模自治体が多く、個々の施設の運営・管理が財政的な負担となっており、民間のノウハウ等を活用した施設の効率的な運営が必要となっている。

私立幼稚園の設置数が比較的多い都市部においては、委託先となる民間事業者は一定数存在するものと見込まれ、私立幼稚園への委託が可能となれば、都市部の市町村の財政運営の負担軽減に資する。

一方、山間や過疎地域が多い本県においては、委託先となる民間事業者が限定されるため、事業者の選定が困難となる地域も存在する。この点、地方独立行政法人であれば、公益性を確保しながら広域的に活動することができ、山間など民間委託等が困難である地域においても事業を実施することが可能となる。また、財政基盤が弱い小規模自治体から切り離れた上で、経営の視点を入れた独立採算により、長期的に安定した業務が期待できることから、経営の自由度が増し効率的な運営が可能となる。

このように、民間委託や地方独立行政法人等といった施設運営の選択肢を幅広く備えることが、都市部や山間地域など地域を問わず、合理的で効果的な管理運営を推進する上で重要であると考えられる。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公立幼稚園のサービスの効率化を図ることができるとともに、住民サービスの向上につながる。

## 根拠法令等

学校教育法第2条、第5条  
地方独立行政法人法第21条  
地方独立行政法人法施行令第4条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市

○公立幼稚園の民間や独立行政法人への委託は予定しておらず、現状支障になることはないが、今後さらに少子化が進行し、私立幼稚園が閉園していく状況にまでなった場合には、民間委託等による公立幼稚園のサービス拡充も選択しのひとつとなり得る。

#### 各府省からの第1次回答

学校教育法第5条が「学校の設置者は、その設置する学校を管理」することとしていることに関しては、同法を所管する文部科学省において、検討するべきものである。

## 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

159

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

幼稚園等に課されている設置者管理主義の緩和

提案団体

奈良県

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

幼稚園等に課されている設置者管理の制限を廃止し、地方公共団体が設置する公立幼稚園について、既存の私立幼稚園等へ管理業務の委託を可能とするとともに、地方独立行政法人へ管理業務の委託が可能となるよう地方独立行政法人の業務範囲を拡大する等の緩和を行う。

具体的な支障事例

人口減少・少子高齢化が進む中、行政需要は確実に増加することが見込まれ、行政サービスの効率的な提供を行っていくことが課題となっている。

本県では他県に比べて公立幼稚園の割合が高く、地域住民の公立幼稚園での教育ニーズに応じていくためには、今後も一定程度の公立幼稚園の維持が必要であると見込まれている。しかし、財政基盤が脆弱で小規模自治体が多く、個々の施設の運営・管理が財政的な負担となっており、民間のノウハウ等を活用した施設の効率的な運営が必要となっている。

私立幼稚園の設置数が比較的多い都市部においては、委託先となる民間事業者は一定数存在するものと見込まれ、私立幼稚園への委託が可能となれば、都市部の市町村の財政運営の負担軽減に資する。

一方、山間や過疎地域が多い本県においては、委託先となる民間事業者が限定されるため、事業者の選定が困難となる地域も存在する。この点、地方独立行政法人であれば、公益性を確保しながら広域的に活動することができ、山間など民間委託等が困難である地域においても事業を実施することが可能となる。また、財政基盤が弱い小規模自治体から切り離れた上で、経営の視点を入れた独立採算により、長期的に安定した業務が期待できることから、経営の自由度が増し効率的な運営が可能となる。

このように、民間委託や地方独立行政法人等といった施設運営の選択肢を幅広く備えることが、都市部や山間地域など地域を問わず、合理的で効果的な管理運営を推進する上で重要であると考えられる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公立幼稚園のサービスの効率化を図ることができるとともに、住民サービスの向上につながる。

根拠法令等

学校教育法第2条、第5条  
地方独立行政法人法第21条  
地方独立行政法人法施行令第4条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市

○公立幼稚園の民間や独立行政法人への委託は予定しておらず、現状支障になることはないが、今後さらに少子化が進行し、私立幼稚園が閉園していく状況にまでなった場合には、民間委託等による公立幼稚園のサービス拡充も選択しのひとつとなり得る。

## 各府省からの第1次回答

提案については、平成16年の通知（「公立学校における外部の人材や資源の活用の推進について」（平成16年3月30日付文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長連名通知））において、公立学校に係る業務のうち、学校施設の警備や清掃等の管理業務について民間事業者への委託が可能であることとしているところである。

また、地方公共団体が学校法人と協力して、園地・園舎を譲渡又は貸与や出資を行い、学校を設置することは、既に現行制度で対応が可能である。

これらを踏まえ、現行制度での対応ではなく、提案いただいた内容でなければ解消できない具体的な支障事例があれば示されたい。

7月18日のヒアリングにおいて、幼稚園を現に設置している市町村は、本提案について「様子見」とのことであったが、現時点において県内の幼稚園を現に設置している市町村から具体的なニーズや委託に係る提案が出ているのか、その有無と、事例がある場合には、その詳細な内容をご教授願いたい。

また、提案の中で改正を求めている学校教育法第5条に規定する設置者管理主義については、児童生徒等の教育を受ける権利に直接的にかかわる学校教育の特性に照らし、教育を行う学校は、その設置者が当該学校を適切に管理し、その運営に責任を持つことを定めた学校教育の根本的な原理の1つである。

このため、同条を改正することを含め、公立学校の管理運営の学校法人や地方独立行政法人への包括的な委任の在り方については、中央教育審議会（平成16年3月4日）答申において今後の検討課題とされていることから、貴県の具体的な事例を踏まえた実証的な研究や有識者等を交えた議論を行い、慎重に検討する必要がある。

## 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

311

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

## 提案事項(事項名)

教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁の明確化

## 提案団体

塩尻市

## 制度の所管・関係府省

文部科学省

## 求める措置の具体的内容

教育委員会が教育長に委任した事務の行政処分について、行政不服審査法の審査請求の審査庁を明確にする。

※改正案はその他欄記載

## 具体的な支障事例

## 【経過】

行政不服審査法(逐条解説)では、審査請求の審査庁となる上級行政庁とは「指揮監督権を有する行政庁」としているが、平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、改正前の第17条「教育長は、教育委員会の指揮監督の下に・・・」の部分が削除され、改正後の第13条のとおり教育長は教育委員会の代表となった。このため、教育委員会が教育長に委任した事務の審査請求についての審査庁が不明確となっている。

一方で平成26年7月17日文部科学省初等中等教育長通知では「・・・教育長は教育委員会の意思決定に基づき事務をつかさどる立場にある・・・教育委員会の意思決定に反する事務執行を行うことはできない」としており、指揮監督権が残っているかのようにも解釈できる。

## 【支障事例】

教育委員会が教育長に委任した学校教育法施行令第8条の指定校変更許可や教育施設の使用許可申請等について、申請を棄却する際の行政不服審査法第82条の教示が困難になるなど業務に支障があり、処分を受けるまでは市民も審査庁が不明瞭な状態であるなど、国民のための行政救済制度が十分に機能していない。

また、教育長が審査庁となる場合、教育委員会が審査庁となる場合には不要の審理員指名等の事務が新たに発生するため、事務の効率化のための委任により別の事務が生じるという矛盾が生じる。

## 【全国の状況】

全国の教育委員会のHPを見ると、新教育長制度に移行しているにもかかわらず、教育長の処分の審査庁を教育委員会にしている例や教育長にしている例が見受けられ、同じ法律を根拠としながら統一されていない。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方教育行政についての行政救済制度が明確化され、国民、市民を救済するための行政不服審査法の趣旨である「簡易迅速かつ公正な手続の下で、広く行政庁に対する不服申し立てをすることができるための制度」が実現する。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第56条では、教育委員会が他行政庁に事務の委任をした場合の訴訟の代表についての定めがある。行政事件訴訟法と行政不服審査法は行政救済法という部分は同じであるため、考え方を同じにした方が国民、市民に分かりやすい仕組みとなる。

## 根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条、25条、行政不服審査法第4条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

豊橋市、松原市

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）の改正（平成27年4月1日施行）により、教育長が教育委員会の指揮監督下にあることを明記する旧地教行法17条が削られたことは事実であるが、現行制度でも、教育長は教育委員会の意思決定に基づき事務を執行し、その意思決定に反することはできないとされていることから、教育委員会が最高意思決定機関であることに変わりはない。

したがって、教育委員会は教育長との関係では行政不服審査法第4条第4号の「最上級行政庁」に該当し、教育長に処分権限を委任した場合、教育委員会は同号に基づき審査庁になると解される。

○本市では、教育長に委任した事務についての審査請求は、教育委員会に対して行うものとして、事務を執行しているため、例に挙げられるような支障事例は特に見受けられない。しかしながら、他都市において、支障事例が数多くあるのであれば、法改正ではなく、まずは、通知等により認識を統一するのがよいのではないかと考えている。

○当県では、審査庁は教育委員会になるものと解釈している。

現在、本県で具体的な支障事例が生じているわけではないが、塩尻市の案のように法律に記載されれば明確になると考える。

○本県においても、教育委員会が教育長に委任した事務にかかる審査請求の審査庁が整理されておらず、今後、審理員の指名等適切な審査手続きの執行に支障が生じる恐れがある。

○支障事例はないが、今後そうした事態が予想される。

○教育委員会が教育長に委任した事務の行政処分をする際に行う行政不服審査法第82条の教示内容について、行政不服審査法の審査請求の審査庁が不明確であるとして疑義が生じる等業務に支障があるため、本提案内容のように明文化しておくことが必要であると考えている。

## 各府省からの第1次回答

行政不服審査法第4条は、処分庁等に上級行政庁がない場合、当該処分庁等に対して審査請求を行う旨規定している。同法上、上級行政庁とは「当該行政事務に関し、処分庁を直接指揮監督する権限を有する行政庁」とされ（「行政不服審査法解説改訂版」田中真次他著、日本評論社）、新教育委員会制度においては、教育委員会による教育長の指揮監督権は法定されておらず、教育委員会は教育長の上級行政庁に該当しない。よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条に基づき教育委員会から教育長に委任された事務に係る審査請求は、教育長に対し行われるものであることは現行法の解釈上明らかである。

また、本提案の趣旨は、教育委員会が教育長に委任した事務に係る行政処分について、行政不服審査法の審査請求の審査庁を明確にすることにあり、法改正でなければ達成できない特段の事由はなく、今後、現行法の上記解釈について、各教育委員会等に周知を図ることを検討したい。

## 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

管理番号

72

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

家庭的保育事業等における連携施設の要件緩和

提案団体

越谷市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

家庭的保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業が確保すべき連携について、「代替保育の提供」を任意項目とする。

具体的な支障事例

家庭的保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業は、「卒園後の受け皿」・「保育内容の支援」・「代替保育の提供」につき、連携協力を行う教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)を確保する義務がある。

地域型保育事業の対象年齢を考慮すれば「卒園後の受け皿」の確保は当然であり、定員規模を考えれば「保育内容の支援」が必要なことも理解でき、施設からも協力が得られやすいが、「代替保育の提供」については、施設側の抵抗感が強く、市としても現実的に困難と感じている。

教育・保育施設では、保育者確保に苦勞しながら基準に違反しないよう運営しており、中には待機児童対策のため弾力運用で定員以上の預かりをしている施設もある。そのような状況で、教育・保育施設が他事業所の児童の受入れや代替職員の派遣を行うことは困難であり、代替保育中の事故に係る責任の所在等についても懸念がある。

現在は、平成 31 年度末までの経過措置期間内であるため、可能な内容から連携するよう市から施設へ依頼しているが、「連携施設との連携に係る費用」の支給を受けるには、連携 3 要件全てを満たす連携施設の確保が必要であるため、「代替保育の提供」がなければ地域型保育給付費が減算されてしまう。また、このまま「代替保育の提供」の連携施設を確保できなければ、経過措置期間経過後は、地域型保育事業の認可の取消しに繋がりにくい。

- ①地域型保育事業所(家庭的保育事業所を除く)による代替保育の提供を可能とする。
  - ②一時預かり事業(幼稚園型除く)、ファミリー・サポートセンター等の活用を可能とする。
- などの方策を担保したうえで、「代替保育の提供」について任意項目化できないか。

制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【制度改正による効果】

「代替保育の提供」を任意項目とすることで、地域型保育事業所と教育・保育施設の連携が進み、地域型保育事業所の参入促進に資する。

地域型保育事業所にとっては給付費の減算がなくなる。

根拠法令等

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)

特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準第 42 条第 1 項(平成 26 年内閣府令第 39 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

練馬区、逗子市、知多市、京都市、徳島県、宇美町、大村市

○代替保育の提供が必要となる事案は、地域型保育事業施設側の突発的な事故や事件、感染症等による複数の欠勤によるものが想定される。

「代替保育の提供」としては、①地域型保育事業施設に連携施設から代替職員を派遣してもらうケース または ②連携施設に児童の受入れを依頼するケースのいずれかとなる。

①については、家庭的保育事業における代替保育の提供は現実的に極めて困難であるとする。家庭的保育事業の保育室(自宅)で代替保育を提供する場合は、他者(=代替職員)が自宅等に入り保育をすることになるため、家庭的保育者およびその同居者の抵抗感が非常に強いことが想定される。

②連携施設に受け入れを依頼する場合は、越谷市の支障事例にあるとおり、連携施設において面積基準を満たせなくなることが考えられる。突発的な事案による場合は、給食の提供および午睡の寝具など、連携施設にて円滑に保育を実施する体制を整えることが難しい。一義的には、制度上の「代替保育の提供」は、児童および保護者への負担もあることから、予定により保育が提供できない場合については、あらかじめ当該事業者内で保育体制を整える運営責任があるとする。人材確保が困難な状況の中、突発的な事案に対して全ての連携施設が即応できるゆとりはないため、複数施設との連携は必須である。このため、「代替保育の提供」に限っては、連携施設の範囲を拡大し、小規模保育事業、事業所内保育事業および自治体の設けた一定の基準を満たす認可外保育施設(東京都認証保育所)も対象に含めるのが妥当とする。

○県内の地域型保育事業においても同様であり、「卒園後の受け皿」としては一定の理解・協力を得ることは可能であるが、「代替保育の提供」については、保育士不足の中で協力を得られる連携施設の確保は困難である。

○本市において、保育士の確保が難しい状況にあることや、弾力運用で定員以上の預かりをしている施設もあるため、教育・保育施設が他事業所の児童の受入れや代替職員の派遣を行うことは非常に困難である。

○本市においても、公立施設が地域型保育事業の連携施設となる場合、「代替保育の提供」については、現実的に困難と感じている。家庭的保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業が確保すべき連携について、「代替保育の提供」を任意項目とする意見に賛同する。

○待機児童対策のため弾力運用で定員以上の預かりをしている施設もあり、教育・保育施設が他施設へ代替職員の派遣を行うことは困難。

○本市において、子ども子育て支援計画の中、保育必要量の確保について小規模保育事業の設置を促進し対応していくとしている。今年度すでに3園開所しており、現在も開園についての相談を受けているが、連携施設の確保が一つの課題となっている。現在経過措置があるため、本市では小規模保育事業の卒園後の受け皿の設定ができれば認可しているのが実情である。全国的に保育士、幼稚園教諭の確保が困難な状況の中、代替保育の提供を求めることは現実的ではないと考えられる。「代替保育の提供」を任意項目とすることで、小規模保育事業開設の促進ができる。

○代替保育の提供については、「職員を回す余裕がない」「事故が発生した場合の対応に不安」等の理由により、施設側の抵抗感が強い。一時保育実施園に対しては、「可能な範囲での受入れでも可」との指針を示し、連携施設となってもらえるよう要請しているところであるが、仮に連携協定の締結に至った場合であっても、実質的に機能していない。

○本市においても、地域型保育事業所の「卒園後の受け皿」・「保育内容の支援」・「代替保育の提供」につき、連携協力を行う教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)を確保する義務については、現実的には対応が困難であり、経過措置期間後、認可取消しに繋がりがかねない問題と認識している。特に「代替保育の提供」については、同様な理由で非常に対応が難しいと思われる。経過措置期間内の現状においても、給付費の減算を行っており、全国的な状況調査を行った上で、「連携3要件」については、見直しを行っていただきたい。

○認可に係る協議の際、連携施設の設定において、保育士不足であるため、「代替保育の提供」について連携先から難色を示される事例があった。また、連携施設が幼稚園の場合、保育士は配置されていないため、「代替保育の提供」は無理があると思われる。これらのことから任意項目とすることに賛同する。

各府省からの第 1 次回答

○家庭的保育事業等は0歳児から2歳児までの保育を担う事業であり、当該事業における連携施設の設定は、卒園後の保育の受け皿が確保されるだけでなく、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向

上の面でも極めて重要な仕組みである。

○ このため、平成31年度までの5年間の間、一定の条件を満たす場合には連携施設の確保をしないことができる経過措置を設けつつ、「代替保育の提供」等の連携協力が確保されていない場合には、地域型保育給付費を減算することとしている。

○ 「代替保育の提供」等が家庭的保育事業等を利用する保護者の安心や子どもたちが安心して保育を受けられる環境の確保にとって重要なものであることに鑑みると、本件提案は対応が困難である。

## 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

72

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

家庭的保育事業等における連携施設の要件緩和

提案団体

越谷市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

家庭的保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業が確保すべき連携について、「代替保育の提供」を任意項目とする。

具体的な支障事例

家庭的保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業は、「卒園後の受け皿」・「保育内容の支援」・「代替保育の提供」につき、連携協力を行う教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)を確保する義務がある。

地域型保育事業の対象年齢を考慮すれば「卒園後の受け皿」の確保は当然であり、定員規模を考えれば「保育内容の支援」が必要なことも理解でき、施設からも協力が得られやすいが、「代替保育の提供」については、施設側の抵抗感が強く、市としても現実的に困難と感じている。

教育・保育施設では、保育者確保に苦勞しながら基準に違反しないよう運営しており、中には待機児童対策のため弾力運用で定員以上の預かりをしている施設もある。そのような状況で、教育・保育施設が他事業所の児童の受入れや代替職員の派遣を行うことは困難であり、代替保育中の事故に係る責任の所在等についても懸念がある。

現在は、平成 31 年度末までの経過措置期間内であるため、可能な内容から連携するよう市から施設へ依頼しているが、「連携施設との連携に係る費用」の支給を受けるには、連携 3 要件全てを満たす連携施設の確保が必要であるため、「代替保育の提供」がなければ地域型保育給付費が減算されてしまう。また、このまま「代替保育の提供」の連携施設を確保できなければ、経過措置期間経過後は、地域型保育事業の認可の取消しに繋がりにくい。

①地域型保育事業所(家庭的保育事業所を除く)による代替保育の提供を可能とする。

②一時預かり事業(幼稚園型除く)、ファミリー・サポートセンター等の活用を可能とする。

などの方策を担保したうえで、「代替保育の提供」について任意項目化できないか。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【制度改正による効果】

「代替保育の提供」を任意項目とすることで、地域型保育事業所と教育・保育施設の連携が進み、地域型保育事業所の参入促進に資する。

地域型保育事業所にとっては給付費の減算がなくなる。

根拠法令等

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)

特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準第 42 条第 1 項(平成 26 年内閣府令第 39 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

練馬区、逗子市、知多市、京都市、徳島県、宇美町、大村市

○代替保育の提供が必要となる事案は、地域型保育事業施設側の突発的な事故や事件、感染症等による複数の欠勤によるものが想定される。

「代替保育の提供」としては、①地域型保育事業施設に連携施設から代替職員を派遣してもらうケース または ②連携施設に児童の受入れを依頼するケースのいずれかとなる。

①については、家庭的保育事業における代替保育の提供は現実的に極めて困難であると考え。家庭的保育事業の保育室(自宅)で代替保育を提供する場合は、他者(=代替職員)が自宅等に入り保育をすることになるため、家庭的保育者およびその同居者の抵抗感が非常に強いことが想定される。

②連携施設に受け入れを依頼する場合は、越谷市の支障事例にあるとおり、連携施設において面積基準を満たせなくなることが考えられる。突発的な事案による場合は、給食の提供および午睡の寝具など、連携施設にて円滑に保育を実施する体制を整えることが難しい。一義的には、制度上の「代替保育の提供」は、児童および保護者への負担もあることから、予定により保育が提供できない場合については、あらかじめ当該事業者内で保育体制を整える運営責任があると考え。人材確保が困難な状況の中、突発的な事案に対して全ての連携施設が即応できるゆとりはないため、複数施設との連携は必須である。このため、「代替保育の提供」に限っては、連携施設の範囲を拡大し、小規模保育事業、事業所内保育事業および自治体の設けた一定の基準を満たす認可外保育施設(東京都認証保育所)も対象に含めるのが妥当と考える。

○県内の地域型保育事業においても同様であり、「卒園後の受け皿」としては一定の理解・協力を得ることは可能であるが、「代替保育の提供」については、保育士不足の中で協力を得られる連携施設の確保は困難である。

○本市において、保育士の確保が難しい状況にあることや、弾力運用で定員以上の預かりをしている施設もあるため、教育・保育施設が他事業所の児童の受入れや代替職員の派遣を行うことは非常に困難である。

○本市においても、公立施設が地域型保育事業の連携施設となる場合、「代替保育の提供」については、現実的に困難と感じている。家庭的保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業が確保すべき連携について、「代替保育の提供」を任意項目とする意見に賛同する。

○待機児童対策のため弾力運用で定員以上の預かりをしている施設もあり、教育・保育施設が他施設へ代替職員の派遣を行うことは困難。

○本市において、子ども子育て支援計画の中、保育必要量の確保について小規模保育事業の設置を促進し対応していくとしている。今年度すでに3園開所しており、現在も開園についての相談を受けているが、連携施設の確保が一つの課題となっている。現在経過措置があるため、本市では小規模保育事業の卒園後の受け皿の設定ができれば認可しているのが実情である。全国的に保育士、幼稚園教諭の確保が困難な状況の中、代替保育の提供を求めることは現実的ではないと考えられる。「代替保育の提供」を任意項目とすることで、小規模保育事業開設の促進ができる。

○代替保育の提供については、「職員を回す余裕がない」「事故が発生した場合の対応に不安」等の理由により、施設側の抵抗感が強い。一時保育実施園に対しては、「可能な範囲での受入れでも可」との指針を示し、連携施設となってもらえるよう要請しているところであるが、仮に連携協定の締結に至った場合であっても、実質的に機能していない。

○本市においても、地域型保育事業所の「卒園後の受け皿」・「保育内容の支援」・「代替保育の提供」につき、連携協力を行う教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)を確保する義務については、現実的には対応が困難であり、経過措置期間後、認可取消しに繋がりがかねない問題と認識している。特に「代替保育の提供」については、同様な理由で非常に対応が難しいと思われる。経過措置期間内の現状においても、給付費の減算を行っており、全国的な状況調査を行った上で、「連携3要件」については、見直しを行っていただきたい。

○認可に係る協議の際、連携施設の設定において、保育士不足であるため、「代替保育の提供」について連携先から難色を示される事例があった。また、連携施設が幼稚園の場合、保育士は配置されていないため、「代替保育の提供」は無理があると思われる。これらのことから任意項目とすることに賛同する。

各府省からの第 1 次回答

○ 家庭的保育事業等は0歳児から2歳児までの保育を担う事業であり、当該事業における連携施設の設定は、卒園後の保育の受け皿が確保されるだけでなく、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保

育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。

○ このため、平成31年度までの5年間の間、一定の条件を満たす場合には連携施設の確保をしないことができる経過措置を設けつつ、「代替保育の提供」等の連携協力が確保されていない場合には、地域型保育給付費を減算することとしている。

○ 「代替保育の提供」等が家庭的保育事業等を利用する保護者の安心や子どもたちが安心して保育を受けられる環境の確保にとって重要なものであることに鑑みると、本件提案は対応が困難である。

## 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

38

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

待機児童発生時における保育室等の居室面積基準の緩和

提案団体

須崎市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

第一次地方分権一括法等により、標準とされている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけではなく、待機児童が発生している、または、発生の恐れのある地方都市においても一時的に適用できるよう省令の改正を求める。

具体的な支障事例

子ども子育て新制度の施行により、保育所への入所基準が緩和され保育所への入所が容易になったことや共働き世帯の増加により、3歳未満児の受入れが増加している。

当市では将来を見越して全公立保育園の施設整備を完了したが、新築保育園においても床面積や保育士の不足により入所児童の増加に追いつかない状況となっており、また、他の市町村の保育所の活用も検討しているが、周辺市町村においても保育需要の増加は著しく、他市町村の児童を受け入れる余裕はなく、活用は困難となっている。

仮に施設整備を進めたとしても、市の子ども子育て支援事業計画によると、少子化の進行により数年後には入所児童数は減少する見込みのため、新規施設整備を進めることは困難かつ不合理であり、待機児童が今後発生する見込みである。この待機児童の見込みに対して、保育士はなんとか確保できる見込みはあるものの、市内の施設における居室面積については僅かに不十分となるために、一時的に待機児童が発生せざるを得ない状況になっている。

なお、第一次地方分権一括法及び関係政省令等により、要件を満たす都市部では床面積基準が緩和されたが、当市では要件となる地価も3大都市圏に及ばず、少子化により待機児童の発生数も限られているため、深刻な支障が生じているにもかかわらず、活用することは困難である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

一時的な需要の高まりに対する備えのために過剰な設備投資ができないような自治体において、子どもの受入れを諦めることなく、待機児童対策に積極的に取り組むことができることにより、国の待機児童解消加速化プラン及び一億総活躍の実現に資する。

根拠法令等

- 児童福祉法第45条第2項
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の

施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令(平成23年9月14日政令第289号)  
 ○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令  
 ○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域(平成23年9月2日厚生労働省告示第314号)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市、宇美町、新宮町

○近年増加傾向にある0,1歳児の入園希望者の受入対応にあたり、建築年次の古い園舎においては、保育室数の不足に起因する乳幼児室の面積不足が支障となっている。  
 ○本市でも待機児童が年度途中から発生しており、またこれ以上の施設の増改築は困難な状況である。保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、弾力的な運用ができるのが望ましい。  
 ○待機児童解消のため、近年施設整備を進め利用定員増加につなげたが、H29.4.1現在で低年齢では待機児童が発生し、5歳児では待機児童が発生しない状況となった。今後、適切な候補地等も見つからないことから施設整備を行う予定が立たない状況にある。面積基準を緩和することでより多くの児童に保育の提供を実施できるとともに、保護者の家庭と仕事の両立、待機児童の解消に繋がるものである。  
 ○保育士の確保は出来ているが面積基準によって希望の保育園に入園できなかった児童がいる。

## 各府省からの第1次回答

○国が定める人員配置や面積についての最低基準は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期である就学前の児童に対する保育について、身体的、精神的、社会的な発達のために必要な生活水準を確保するための基準として定められている。  
 ○特に保育室やほふく室の面積基準については、ほふくのためには一定程度のスペースが必要であるなどの理由から定められており、児童が心身ともに健やかに成長するために必要不可欠な基準であるため、「従うべき基準」として全国一律を原則としている。  
 ○その上で、①待機児童の数が深刻な状態であって、②土地の価格が非常に高く保育用地の確保が困難である自治体に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、面積要件を「従うべき基準」ではなく「標準」とし、合理的な理由がある範囲内において、厚生労働省の基準と異なる内容の条例を定めることを認めているところである。  
 ○従って、土地の価格が高いことが障害となって待機児童の解消が進まない場合の一時的な特例措置であるという制度趣旨に鑑みれば、単に待機児童が発生する潜在的可能性があることや、地価の安い地方部分で待機児童が発生しているということをもって本特例の対象とするのは不適切である。  
 ○なお、政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。

## 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

258

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育室等の居室面積基準の緩和

提案団体

大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

第一次地方分権一括法等により、標準となっている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけでなく待機児童が発生している新興住宅地等も適用できるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

保育室等の面積基準については、すでに第一次地方分権一括法及び関係政省令等により一部地域で「従うべき基準」から「標準」に緩和されているが、要件が厳しく(前々年の待機児童数 100 人以上かつ前々年の住宅地の公示価格の平均額が 3 大都市圏の平均を超える)、大阪府においては要件を満たす大阪市、豊中市及び吹田市以外でも 22 の市町村で待機児童が発生しているところである(H28 年 4 月現在)。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

居室面積基準の緩和によって一人でも多くの児童を受け入れることにより、待機児童の解消につながり、一億総活躍社会の実現に資する

根拠法令等

- ・児童福祉法第 45 条第 2 項
- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 32 条
- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 23 年法律第 37 号)
- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令(平成 23 年 9 月 14 日政令第 289 号)
- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令
- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域(平成 23 年 9 月 2 日厚生労働省告示第 314 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

高槻市、宇美町

〇面積基準の関係で、兄弟同施設利用ができず、利用を断念されるケースもあることから、一定の緩和によって、一人でも多くの子どもを受け入れ、待機児童・利用保留児童を解消することが必要である。

## 各府省からの第1次回答

- 国が定める人員配置や面積についての最低基準は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期である就学前の児童に対する保育について、身体的、精神的、社会的な発達のために必要な生活水準を確保するための基準として定められている。
- 特に保育室やほふく室の面積基準については、ほふくのためには一定程度のスペースが必要であるなどの理由から定められており、児童が心身ともに健やかに成長するために必要不可欠な基準であるため、「従うべき基準」として全国一律を原則としている。
- その上で、①待機児童の数が深刻な状態であって、②土地の価格が非常に高く保育所用地の確保が困難である自治体に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、面積要件を「従うべき基準」ではなく「標準」とし、合理的な理由がある範囲内において、厚生労働省の基準と異なる内容の条例を定めることを認めているところである。
- 従って、土地の価格が高いことが障害となって待機児童の解消が進まない場合の一時的な特例措置であるという制度趣旨に鑑みれば、ご提案の新興住宅地であることのみをもって本特例の対象とすることは不適切である。
- なお、政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。

## 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

27

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所等における保育士の配置基準の緩和

提案団体

長洲町

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)により、従うべき基準として、保育所等における児童の人数及び年齢に応じて定められる保育士配置基準について、年度初日の前日となっている児童の年齢基準日を実年齢に応じることが可能となるよう緩和を求める。

具体的な支障事例

保育所における保育士の児童の年齢別配置基準については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定められており、また、児童の年齢基準日は、国の通知(特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号))で定められる年度の初日の前日と同様になっているため、例えば、年度途中から児童の年齢が0歳から1歳になったとしても、0歳児の年齢別配置基準に基づき保育士を配置しなければならず、保育士確保が困難な現状及び出産後の早期就労などによる就労家庭の増加の中、実年齢以上の保育士配置数が必要となり、年度途中の保育所途中入所にあつては、非常に厳しい状況となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

保育士配置については、児童の年齢が上がるにつれ、弾力化がなされ、年度途中の待機児童の解消や4月入所の集中緩和による保護者にとってゆとりのある育児休業期間の確保により、一億総活躍社会の実現に繋がる。

根拠法令等

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準  
○特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、逗子市、知多市、浅口市、新宮町、大村市

○本市において、年度途中の保育所入所が非常に厳しい状況となっているため、保護者は本来1歳まで取得できる育児休業を3月末で終了させ4月に児童を入所させ復職をしている事例や、4月の入所内定を辞退し次年度の4月に再度申込む事例がみられる。配置基準の緩和により、年度途中で入所の可能性が広がり、保護者がゆとりある育児休業期間の確保ができる。

○育休復帰や就労家庭の増加等により、低年齢児の途中入所の希望が増加している。児童受入れのためには、年齢別職員配置基準により保育士を確保する必要があるが、保育士不足により職員確保は困難であり、途中入所は厳しい状況となっている。

○0歳児の保育ニーズについては子が満1歳を迎え育児休業から復帰する時期に合わせ、年度途中より段階的に増加するため、満年齢に応じた職員配置をすることが可能であれば、待機児童の解消につながる。

留意事項通知に基づき、最低基準上必要とされる保育士の必要数については、入所児童に変動が無くとも児童年齢の加齢により変動することとなるが、公定価格は年度を通じて同一の単価が適用されることに鑑み、年度当初における児童年齢に応じた保育士数を配置するよう民間保育所に指示しているため、その必要が無くなれば施設改修や保育士の増員なく、定員を増やすことも可能となる。

○本市でも保育士確保は困難な現状である。満年齢での配置基準採用は、保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、弾力的な運用ができるのが望ましい。

○待機児童解消のため、近年施設整備を進め利用定員増加につなげたが、H29.4.1 現在で低年齢では待機児童が発生し、5歳児では待機児童が発生しない状況となった。今後、適切な候補地等も見つからないことから施設整備を行う予定が立たない状況にある。配置基準を緩和することで児童の満年齢に応じた適切な保育の提供を実施できるとともに、保護者の育児休暇の取得期間の確保、待機児童の解消に繋がるものである。

○本市も同様の支障事例があり、待機児童の解消の観点から緩和の必要性がある。

### 各府省からの第1次回答

○ 保育所等における保育士の配置基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるとともに、安定的な制度運営のため、児童の年齢基準日を年度初日の前日としている。

○ 当該基準日を実年齢に応じる形とする場合、日々必要な保育士数が増加することになり、雇用管理や公定価格算定のための自治体への申告件数・量が劇的に増加するなど、事務の煩雑化を招く。

○ さらに、その結果として保育士の業務負担が増大し、保育士不足が喫緊の課題となっている中で、保育士確保が一層困難となるおそれがあるほか、業務負担の増加に伴い、提供される保育の質にも悪影響が生じかねない。

○ また、公定価格の頻繁な変動により、事業所経営が不安定化するのと同時に、必要な保育士数も変動するため、保育士が年度途中で退職を迫られる恐れがある。

○ 以上より、保育士の勤務環境及び保育の質の確保の観点から、本提案に対応することは困難である。

○ なお、政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。

## 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

223

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

## 提案事項(事項名)

保育所・認定こども園における代替職員の特例配置

## 提案団体

宇治市

## 制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

保育所・認定こども園において、突然の正規職員等の退職や長期休業等により、急きよ保育士・保育教諭の確保に努めたものの、緊急的な保育士・保育教諭の確保ができなかった場合に、職員不足により待機児童が発生するケースや、公定価格の減算対象となるケースに限り、保育士・保育教諭を確保するまでの間、類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める者(保育補助経験者等)を保育士・保育教諭として代替配置することを可能とする。

## 具体的な支障事例

年度当初の時点で職員配置に余裕がない施設においては、年度途中で正規職員等の退職や長期休業等により緊急の保育士・保育教諭の確保に苦慮するケースや、年度途中から入所希望者を受け入れできないケースが発生している。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

年度途中で保育士・保育教諭の確保が困難な場合に、類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める者(保育補助経験者等)を保育士・保育教諭の代替職員として配置可能とすることで、年度途中の保育希望者の受け入れや、保育士・保育教諭の急な長期休業・退職等に柔軟に対応することが可能となる。

## 根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条  
 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準第5条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市

○ 保育士確保が困難な状況下で、年度途中退職や長期休業などがみられ、各保育所が相当苦慮していることから、制度改正が必要であると考えます。  
 ○ 現状で、保育士配置に余裕がなく、年度途中においても確保に苦慮する状況がある。保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、弾力的な運用ができるのが望ましい。

## 各府省からの第1次回答

- 保育所等における保育士等の配置基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育等の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるものであるため、保育等の質の確保の観点から、本提案に対応することは困難である。
- なお、必要な保育士等の確保が難しい状況にある保育所等を確認した場合には、当該保育所等が保育士・保育所支援センター等への相談を行っているか確認いただき、相談を行っていない場合には、至急相談するよう促すとともに、保育士・保育所支援センター等において重点的な支援が行われるように協力依頼を行うほか、短時間勤務の保育士等の採用を促すなどの対応をしていただくようお願いする。